

なるほど 

# 正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研  
事業承継研究会  
理事長 吉川 孝  
✉toiawase@chie-club.net

Vol. 34

## 事業継続基準 恐れるべからず?! : その3

先週も、道内のある地方都市に行って事業承継税制のお話をし、その後とても優良な会社の奥様にお会いして相談に対応させていただきました。一言でいえば、自社株式の価額が相当高く、巷間言われる株価引き下げ策などでは根本的な問題解決にならない、下手な策はむしろ後継者にとって、将来の経営にとってマイナスになる懸念がある。そんな会社でした。

その会社の社長が経営の承継に関心がないという点を除けば、そういう会社のために相続税・贈与税の納税猶予制度があるのです。

前回までの二回は、相続税の納税猶予を適用した場合の「事業継続要件」を解説しました。贈与の場合には、相続の「事業継続要件」の他に以下の二点が必要です。

### 1. 贈与者（先代経営者）が代表者になった場合

⇒一旦は完全退任し、3分の2以上の株式を贈与して全権を委譲したが、何らかの事情で代表者に復帰した場合は、経営的にはやむを得なかったとしても、納税猶予期限は確定し納税義務が生じることになります。

### 2. 贈与者（先代経営者）が役員となり、給与の支給を受けた場合

⇒逆にいえば、一旦は完全退任しても無報酬の取締役や監査役としてならば復帰してもいいということです。ただし、そのことが、影響力を残し後継者の成長や信任を妨げるとすれば良いこととは言えないかもしれません。

こうして相続贈与共に申告期限から5年間の間、毎年それぞれ一年ごとに三月以内に経済産業大臣に報告をして経営承継円滑化法の要件を満たしていることで認定を継続し、さらに5カ月以内に所轄税務署長に届出を行うという、二重の手続きが必要です。

厄介なのは、この報告と届出の期限を誤ると納税猶予期限が確定して納税義務が生じることになります。是非、ここには宥恕規定が欲しいところですが、今のところ厳密に期日管理をするしかないようです。このことをして、この事業承継税制は面倒臭いとおっしゃる専門家もいるようです。

Vol. 32~34 で解説した「事業継続要件」は、簡潔に言えば、“とにかく申告期限から5年間は認定取得時の要件を満たし続けてください”ということです。

その後は、“実質的に事業継続”して本制度の趣旨に沿っていれば、たとえ代表者変わっても、正規雇用社員数が8割切っても…OK。申告期限から5年経過後の要件は変わります。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝 (税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ)

 日成コンサルティング株式会社